18. 専用水道、貯水槽水道及び飲用井戸

水道及び飲用井戸専用水道、貯水槽

18. 専用水道、貯水槽水道及び飲用井戸

概 況

水道事業等に関する認可、指導監督等に係る事務については、それらの規模等に応じ て厚生労働大臣または都道府県知事が行うこととされている。

一方、専用水道の確認や指導監督、簡易専用水道の指導監督等の事務については、市 においては市長、町村においては都道府県知事が行うこととされている。

本市における平成27年度の専用水道・貯水槽水道・飲用井戸の状況及び専用水道の届出・立入状況については、表18-1、表18-2のとおりである。

表18-1 専用水道・貯水槽水道・飲用井戸の状況

種類		設置数
専用水道		14
貯水槽水道		936
	簡易専用水道	227
	小規模貯水槽水道	709
飲用井戸		385

表18-2 専用水道の届出・立入状況

届出・立入内容	件数
確認申請書	3
水道技術管理者設置・変更届	5
給水開始届	3
記載事項変更届	2
立入調査	12
給水開始前現地確認	3